

工事書類簡素化の方針（建築（営繕）工事）

【総合施工計画書】（共通：１６）

【工種別施工計画書】（共通：１９）

記載頁	建築工事標準仕様書（建築工事編） １－２－２ 建築工事標準仕様書（電気設備工事編） １－２－２ 建築工事標準仕様書（機械設備工事編） １－２－２
関係基準等	
内容	工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。
簡素化の方針	建築工事標準仕様書に記載のある内容については、施工計画書への転記は不要。 工種別施工計画書について、当該工種の直接工事費が１００万円以下のものは、監督職員の承諾を受ければ、提出を省略できる。

【総合図】（建築：２２）

記載頁	建築工事標準仕様書（建築工事編） １－２－３
関係基準等	
内容	監督員の指示により、必要に応じて総合図を作成し、監督員に提出する。
簡素化の方針	契約額５，０００万円以下の工事については、提出不要とする。

【各種施工図】（建築：２３）

【各種製作図】（建築：２４）

【各種承認図】（建築：２５）

記載頁	建築工事標準仕様書（建築工事編） １－２－３
関係基準等	
内容	施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。
簡素化の方針	標準図面、カタログ等で発注仕様を確認できるものは、提出を省略できる。

【製作図・製作仕様書】（電気・機械：２２、７９）

【カタログ等】（電気・機械：２３、８０）

【各種承認図】（電気・機械：２４、８１）

記載頁	建築工事標準仕様書（電気設備工事編） １－４－２ 建築工事標準仕様書（機械設備工事編） １－４－２
-----	--

関係基準等	
内容	標準仕様書等及び特記仕様書の工種別の記載内容により、必要に応じ、製作図・製作仕様書・カタログ・各種承認図等を提出し、監督員の承諾を受ける。
簡素化の方針	機器承認図を提出する。発注仕様を確認できれば、カタログ等で代用可能。

【見本・カタログ等】（建築：２６）

記載頁	建築工事標準仕様書（建築工事編） １－４－２
関係基準等	
内容	標準仕様書等及び特記仕様書の工種別の記載内容により、必要に応じ、材料見本・カタログ等を提出し、監督員の承諾を受ける。
簡素化の方針	工種別施工計画書に添付しているものは、再度の提出は不要。

【各種施工報告書】（建築：２７）

【各種出来形管理図・管理表】（建築：２８）

【各種試験成績書】（建築：２９）

【材料使用量報告書】（建築：３０）

記載頁	建築工事標準仕様書（建築工事編） １－２－４
関係基準等	
内容	工事の全般的な経過を記載した書面、試験結果記録、隠れる部分の施工記録について、必要に応じて、監督員に提出または提示する。
簡素化の方針	軽易なものについては、監督員の承諾を受ければ、提出は不要。また、材料使用量報告書については、施工報告書（工事施工チェックシート等）に記載があれば、再度の提出は不要。

【納品書・伝票・出荷証明等】（建築：３１、電気・機械：２７）

記載頁	建築工事標準仕様書（建築工事編） １－４－２ 建築工事標準仕様書（電気設備工事編） １－４－２ 建築工事標準仕様書（機械設備工事編） １－４－２ 前橋市工事監督要領第５条
関係基準等	前橋市工事監督要領 別表 監督業務実施基準２（２）イ
内容	使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。
簡素化の方針	工事用材料検査願を提出し、監督員の検査に合格していれば、提出は不要。

【月間工程表】（建築：３４、電気・機械３０）

記載頁	建築工事標準仕様書（建築工事編）１－２－１ 建築工事標準仕様書（電気設備工事編）１－２－１ 建築工事標準仕様書（機械設備工事編）１－２－１
関係基準等	
内容	実施（マスター）工程表の補足として、月間工程表を作成し、監督員に提出する。
簡素化の方針	契約工期が４ヶ月未満の工事については、監督員の承諾を受ければ、提出を省略できる。

【実施済みマスター工程表】（電気・機械設備：３１）

記載頁	建築工事標準仕様書（電気設備工事編）１－３－１ 建築工事標準仕様書（機械設備工事編）１－３－１
関係基準等	
内容	毎月当初定例打合せ時に、実施済みマスター工程表を提出する。
簡素化の方針	提出を不要とする。

【週間工程表（３週）】（建築：３６、電気・機械：３２）

記載頁	建築工事標準仕様書（建築工事編）１－２－１ 建築工事標準仕様書（電気設備工事編）１－２－１ 建築工事標準仕様書（機械設備工事編）１－２－１
関係基準等	
内容	実施工程表の補足として週間工程表を作成し、監督員に提出する。
簡素化の方針	契約額１,０００万円以下の工事については、監督員の承諾を受ければ、提出を省略できる。（建築） 軽易な工事については、監督員の承諾を受ければ、提出を省略できる。（電気・機械）

【工事写真】（建築：６３、電気・機械：５８）

記載頁	建築工事標準仕様書（建築工事編）１－２－４ 建築工事標準仕様書（電気設備工事編）１－２－４ 建築工事標準仕様書（機械設備工事編）１－２－４
関係基準等	
内容	隠れる部分、一工程の施工を完了した場合等は、工事写真を施工記録として整備する。
簡素化の方針	工事写真を電子媒体で提出した場合については、ダイジェスト版を含め、紙媒体での提出は不要。

【原図（白焼）】（建築：7 6、電気・機械：7 1）

【原図】（建築：7 7、電気・機械：7 2）

記載頁	建築工事標準仕様書（建築工事編） 1－7－1 建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 1－7－1 建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 1－7－1
関係基準等	
内容	工事完成時に提出する書類として、原図及びその複写図を提出する
簡素化の方針	完成図を電子媒体で提出した場合には、紙媒体での提出は不要。

【竣工写真】（電気・機械：7 4）

記載頁	建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 1－1－1 建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 1－1－1
関係基準等	
内容	現場説明書や特記仕様書等の記載内容に基づき、工事完成時に提出する書類として、竣工写真（アルバム）を提出する。
簡素化の方針	別途発注の建築工事において提出されている場合は、提出は不要。